

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年3月15日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 草 賀 章 吉

平成29年度

財政援助団体等監査
結果報告書

掛川市監査委員

目 次

	ページ
第1 監 査 の 種 類	1
第2 監 査 対 象	1
第3 監 査 の 範 囲	1
第4 監 査 の 期 間	1
第5 監 査 の 方 法	1
第6 監 査 の 主 な 着 眼 点	1
第7 監 査 の 結 果	2
1 公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社	3
(1) 出資団体監査	3
(2) 公の施設の指定管理者監査	4
(3) 財政援助団体監査	10
(4) 指摘事項	11
(5) 意見	11
2 かけがわ街づくり株式会社	13
(1) 出資団体監査	13
(2) 公の施設の指定管理者監査	14
(3) 指摘事項	19
(4) 意見	19
参 考 資 料	21

平成29年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査対象

団体名	監査の種別	所管課
1 公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社	(出資)(指定)(財援)	市民協働部 文化振興課
2 かけがわ街づくり株式会社	(出資)(指定)	環境経済部 産業労働政策課 都市建設部 維持管理課

注) 監査の種別欄の表記は、(出資)は出資団体監査、(指定)は公の施設の指定管理者監査、(財援)は財政援助団体監査をそれぞれ実施したことを示す。

第3 監査の範囲

平成28年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

第4 監査の期間

平成29年8月23日から平成30年2月28日まで

第5 監査の方法

前記事務を対象として、法令、条例及び規則等に基づき、市からの出資及び指定管理等の目的に沿い、出納その他事務の執行が適正に行われているかに主眼を置き、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取を行った。

第6 監査の主な着眼点

1 対象団体

(1) 出資団体監査

- ア 設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
- イ 事業成績、財務状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ウ 関係帳票の整備及び記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- エ 会計経理及び財産管理は適切か。

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ア 施設は関係法令、条例等に定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 施設の管理に係る収支の会計経理は適正か。また、他の事業との会計区分は明確か。
- エ 出納関係帳簿の整備・記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。

(3) 財政援助団体監査

- ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。
- イ 出納関係帳簿の整備・記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備・保存は適切か。
- ウ 収支の会計処理は適正か。
- エ 完了報告は適正に行われているか。

2 対象部局

(1) 出資団体監査

- ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- イ 株券等の保管は良好か。
- ウ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

(2) 公の施設の指定管理監査

- ア 指定管理者の指定は、適正・公平に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は適正か。
- ウ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- エ 指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

(3) 財政援助団体監査

- ア 事業内容は適切か。その効果の確認は行われているか。
- イ 支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 事業内容の履行確認は適正に行われているか。

第7 監査の結果

監査結果については後述するが、一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

注 記

- 1 千円単位で表示した金額は、原則として百円単位を四捨五入した。
比率(%)は、原則として小数点第2位を四捨五入して表示した。
よって、差額や合計金額が一致しない場合や、他の資料等の数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」 …… 該当数値はあるが表示単位未満のもの
「-」 …… 該当数値がないもの
「△」 …… マイナスのもの

1 公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社

(1) 出資団体監査

市は、公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社の基本財産100,000,000円（100%）を出捐している。

名 称	公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社
設立年月日	平成20年4月1日（平成24年4月1日 公益財団法人へ移行）
所 在 地	掛川市大坂7373番地
設 立 目 的	地域文化の振興事業、健康づくり推進事業等を行うことにより、生涯学習を推進するとともに、掛川市が設置する公の施設等の効率的な管理運営を行うことにより、市民サービスの向上及び促進、市勢の発展並びに福祉の増進に寄与することを目的とする。
基 本 財 産	100,000,000 円 （掛川市からの出捐金：100,000,000円）
組 織 (平成28年度)	理事9人（うち理事長1人、常務理事1人）、監事2人、評議員8人 職員33人（うち1人は市派遣職員）
事業（定款に記載された事業）	1 生涯学習の推進 2 地域文化の振興 3 健康づくりの推進 4 公の施設の管理運営の受託 5 文化催事等の受託及び協力 6 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ア 事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 団体

- a 託児サポーターへの謝礼の費目において、収支決算書では報償費、賃金へ計上され、正味財産増減計算書では報酬へ計上と、費目の相違が見られたため、決算諸表の計数が不一致であった。
- b 収入伝票で添付書類の不備、支出伝票で保管不備、決裁印もれが見られた。

(2) 公の施設の指定管理者監査

市は、平成28年度に公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社を指定管理者として、5施設の管理運営について協定を締結している。

施設概要	名称	掛川市生涯学習センター 【所管課：文化振興課】		
	所在地	掛川市御所原17番1号		
	開設年月日	昭和58年3月1日		
	設置目的	生涯学習運動の総本山(シンボル)として、教育文化の向上並びに郷土を担う人材養成を通じた特色ある地域文化の育成及び創造を図ることを目的に設置された、市民会館と中央公民館及び市民交流センターの機能を有する多目的複合施設。		
	設置条例等	掛川市生涯学習センター条例、掛川市生涯学習センター条例施行規則		
	要	従業員数	正規職員3人、嘱託職員3人、パート3人	
主な施設		ホール、楽屋、会議室、和室、料理室、工作室、事務室		
指定管理	選定方法及び理由	非公募	文化振興の推進主体として掛川市文化振興計画に位置付けられている団体が施設管理を一体的に行うことで教育文化日本一を推進するためである。審査は選定委員会の選定委員により審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成28年4月1日		
	指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日 (3年間)		
	指定管理料	平成28年度 84,434,000円 利用料金制の採用：有		
状況	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 利用料金減免規定に基づく利用料金の徴収免除に関する業務 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 7 施設の利用促進及び生涯学習推進、地域文化振興に関する業務		
	収支の状況 (平成28年度)	収入 112,191,910円 (うち利用料 27,757,910円) 支出 89,899,024円 収支差引額 22,292,886円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
目標値		200,000人	200,000人	
	実績値	145,947人	160,956人	

施設概要	名称	掛川市美感ホール 【所管課：文化振興課】			
	所在地	掛川市亀の甲1丁目13番7号			
	開設年月日	平成18年4月6日			
	設置目的	市民文化の向上及びコミュニティ活動の推進を図ることを目的に設置された施設。			
	設置条例等	掛川市美感ホール条例、掛川市美感ホール条例施行規則			
	従業員数	嘱託職員1人、パート2人			
	主な施設	ホール、リハーサル室兼会議室1、リハーサル室兼会議室2			
指定管理状況	選定方法及び理由	非公募	文化振興の推進主体として掛川市文化振興計画に位置付けられている団体が施設管理を一体的に行うことで教育文化日本一を推進するためである。審査は選定委員会の選定委員により審査基準に沿った審査を行い、決定。		
	基本協定締結日	平成28年4月1日			
	指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日（3年間）			
	指定管理料	平成28年度 7,914,000円 利用料金制の採用：有			
	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 利用料金減免規定に基づく利用料金の徴収免除に関する業務 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 7 施設の利用促進及び生涯学習推進、地域文化振興に関する業務			
	収支の状況 (平成28年度)	収入 12,501,490円（うち利用料 4,587,490円） 支出 12,291,134円 収支差引額 210,356円			
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度	
		目標値	22,000人	22,000人	
		実績値	18,988人	18,739人	

施設概要	名称	掛川市文化会館シオーネ 【所管課：文化振興課】		
	所在地	掛川市大坂7373番地		
	開設年月日	平成3年4月1日		
	設置目的	市民の芸術及び文化の向上並びに福祉の推進を図ることを目的に設置された多目的文化施設。		
	設置条例等	掛川市文化会館シオーネ条例、掛川市文化会館シオーネ条例施行規則		
	従業員数	正規職員8人（うち1人は市派遣職員）		
	主な施設	大ホール、小ホール、大会議室、小会議室、和室、展示ホール		
指定管理状況	選定方法及び理由	非公募	文化振興の推進主体として掛川市文化振興計画に位置付けられている団体が施設管理を一体的に行うことで教育文化日本一を推進する。審査は選定委員会の選定委員により審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成28年4月1日		
	指定期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日（3年間）		
	指定管理料	平成28年度 101,663,000円 利用料金制の採用：有		
	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 利用料金減免規定に基づく利用料金の徴収免除に関する業務 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 7 施設の利用促進及び生涯学習推進、地域文化振興に関する業務		
	収支の状況（平成28年度）	収入 113,164,520円（うち利用料 11,501,520円） 支出 130,838,520円 収支差引額 △17,674,000円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
	目標値	90,000人	100,000人	
	実績値	88,217人	89,394人	

施設概要	名称	掛川市ステンドグラス美術館 【所管課：文化振興課】		
	所在地	掛川市掛川1140番地の1		
	開設年月日	平成27年5月1日		
	設置目的	ステンドグラスを始めとする多様な美術表現を公開することで、美術に関する市民の教育、知識及び教養の向上を図り、掛川市の特色ある芸術文化の創造を促す。また、芸術文化を積極的に発信することで、市民の芸術文化を振興することを目的に設置された施設。		
	設置条例等	掛川市ステンドグラス美術館条例、掛川市ステンドグラス美術館条例施行規則		
	従業員数	正規職員2人、嘱託職員4人		
	主な施設	作品展示ホール、ミュージアムグッズ販売所、休憩所、事務室		
指定管理の状況	選定方法及び理由	非公募	選定委員会の審査により、市の業務要求水準を達成する方策及び自主事業の提案内容が評価され、指定管理者に選定。	
	基本協定締結日	平成27年6月1日		
	指定期間	平成27年6月1日から平成32年3月31日（5年間）		
	指定管理料	平成28年度 23,622,000円 利用料金制の採用：有		
	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 利用料金減免規定に基づく利用料金の徴収免除に関する業務 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 7 施設の利用促進及び市民の文化芸術振興事業の企画実施に関する業務		
	収支の状況 (平成28年度)	収入 34,699,690円（うち利用料 10,849,050円） 支出 32,995,200円 収支差引額 1,704,490円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
目標値		35,000人	50,000人	
実績値		52,210人	33,816人	

施設概要	名称	掛川市二の丸美術館 【所管課：文化振興課】		
	所在地	掛川市掛川1142番地の1		
	開設年月日	平成10年4月1日		
	設置目的	美術品に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため、定期的に所蔵品展を含む企画展を実施することにより、市民が広く文化に触れ学習する機会を提供することを目的に設置された施設。		
	設置条例等	掛川市二の丸美術館条例、掛川市二の丸美術館施行規則		
	従業員数	正規職員3人、嘱託職員4人		
	主な施設	展示ロビー、展示室、収蔵庫、事務室		
指定	選定方法及び理由	非公募	施設は隣接するステンドグラス美術館との一体管理を前提としているため、2館一体での管理を任せ、効率的な運営管理をすることにより、人件費及び管理費等を削減するため。	
	基本協定締結日	平成28年4月1日		
	指定期間	平成28年4月1日から平成32年3月31日（4年間）		
	指定管理料	平成28年度 62,274,000円 利用料金制の採用：有		
状況	主な管理運営業務	1 施設の利用許可に関する業務 2 施設の利用料金徴収に関する業務 3 利用料金減免規定に基づく利用料金の徴収免除に関する業務 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務 7 施設の利用促進及び市民の文化振興事業の企画実施に関する業務		
	収支の状況 (平成28年度)	収入 65,274,932円（うち利用料 1,864,800円） 支出 66,920,666円 収支差引額 △1,645,734円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
目標値		— 人	23,000 人	
	実績値	— 人	21,712 人	

[各指定管理施設の平成28年度収支決算書における主な費目の比較] (単位：千円)

施設名 (No) 費目	1 生涯学習 センター	2 美 感 ホール	3 文化会館 シオーネ	4 ステンド グラス 美術館	5 二の丸 美術館	合 計
収 入	112,192	12,502	113,165	34,700	65,275	337,833
指定管理料	84,434	7,914	101,663	23,622	62,274	279,907
利 用 料	27,758	4,587	11,502	10,849	1,865	56,561
その他収入	0	0	0	229	1,136	1,365
支 出	89,899	12,291	130,839	32,995	66,921	332,945
給 料	15,767	1,840	26,002	13,724	19,550	76,883
手 当	6,779	706	15,129	6,082	7,408	36,104
役 員 報 酬	0	0	4,620	0	0	4,620
賃 金	2,184	1,799	0	0	2,562	6,545
法定福利費	3,793	444	6,925	3,265	3,310	17,738
厚生福利費	92	19	139	95	106	451
業務委託料	36,513	2,769	32,299	2,027	12,907	86,514
修 繕 費	3,109	435	2,230	372	443	6,588
光熱水費	13,369	2,774	11,369	638	4,686	32,834
賃 借 料	1,145	249	5,077	1,138	685	8,294
消耗品費	1,808	438	1,487	1,246	2,385	7,364
租 税 公 課	3,738	496	3,985	2,487	3,101	13,808
印 刷 費	328	104	2,919	506	5,983	9,839
報 償 費	0	0	1,177	349	1,160	2,687
負 担 金	53	0	10,083	62	122	10,320
退職金引当	0	0	3,000	0	0	3,000
その他支出	1,221	219	4,399	1,005	2,513	9,357
差引残高	22,293	210	△17,674	1,704	△1,646	4,888

注) 3 文化会館シオーネの収支決算書には、法人会計分が含まれている。

ア 事務処理を適切に行うべきもの

(ア) 団体

- a 消耗品費で地元地区へ祭典時と年末時に酒代を支出していたが、支出目的が交際費に類するものであり、施設管理上は公費で支出することは適切でない。

(美感ホール指定管理)

- b 3ホール全体の人件費として、計画段階は正規職員9人、嘱託職員5人となっていたが、収支報告では、正規職員が1人増加、嘱託職員が1人減少となっており、計画段階と実績がかい離している。ホール別に見ると、生涯学習センターは計画段階から正規職員が2人減少、シオーネが正規職員が3人増加、嘱託職員が1人減少となっている。(3ホール)

イ 事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 団体

- a 旅費計算書の鉄道運賃の記載誤りにより、合計270円(掛川 - 東静岡の運賃1,940

- 円を1,970円と誤記)の過払いが発生していた。(シオーネ指定管理)
- b 職員の特定扶養手当の支給漏れにより、4月から10月分をまとめて支給していた。(二の丸美術館指定管理)
 - c 一部の支出伝票において、確認日の記載漏れ、書類の添付漏れが見られた。
 - d シオーネの収支決算書では、施設の管理経費以外(振興公社の役員報酬、法人管理担当職員の人件費、退職金給与引当金、自主事業人件費)の費目も計上されており、施設の直接的な管理経費が不明確である。(シオーネ指定管理)

(イ) 所管課

- a 定期報告の業務要求水準の達成状況、年度事業計画書について、受付印、課内決裁印がなく、期限内に提出されているか不明である。

(3) 財政援助団体監査

市は、平成28年度に公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社に対して、次のとおり支出している。

平成28年度 受託事業の委託料交付額一覧

(単位：円)

No	事業名及び事業内容	所管課	事業費	交付額
1	生涯学習文化催事事業業務委託 ----- 音楽・演劇等の公演、映画鑑賞会等 16事業を実施	文化振興課	27,359,533円	16,000,000円
2	ロッシーニ歌劇場管弦楽団 コンサート開催業務委託 ----- 掛川市とイタリア・ペーザロ市との 姉妹都市提携を記念し開催	文化振興課	7,140,771円	5,000,000円
3	ステンドグラス美術館運営事業 講座開催業務委託 ----- ステンドグラス制作の体験講座、作 品解説等	文化振興課	3,120,000円	3,000,000円
合 計			37,620,304円	24,000,000円

ア 事務処理を適切に行うべきもの

(ア) 所管課

- a 受託事業において、入場料収入の予算と決算の金額に大きな乖離があった。委託料が適正に積算されているか疑問である。

イ 事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 団体

- a 事業完了時に提出された報告書に誤りがあったため、委託精算完了後、年度内に差し替えを依頼していた。(ロッシーニ管弦楽団コンサート開催事業委託費)
- b 収支報告書の支出欄の保険料の費目について、一部記載箇所の誤りが見られた。(ステンドグラス講座開催事業委託費)

(イ) 所管課

- a 業務委託要領に定める支払い時期に遅延していた期があった。
〈生涯学習文化催事委託費、ステンドグラス講座開催事業委託費〉

(4) 指摘事項

ア 団体

- (ア) 収支伝票や決算諸表の作成については、決裁におけるチェック体制の再確認を行い、適正な事務処理を行うこと。
- (イ) シオーネの収支決算書について、施設の管理経費以外（振興公社の役員報酬、法人管理担当職員の人件費、退職金給与引当金）の費目も計上されており、施設に係る直接的な管理経費が不明確である。事業計画書や報告書における費目の明細などは、所管課の指示に基づいた記載内容とすること。
- (ウ) 受託事業の完了届について、委託精算完了後の差し替えは認められないため、提出前の確認を徹底すること。
- (エ) コンサートや講座開催等の受託事業において、入場者・参加者数の増加により、要求水準を達成されたい。

イ 所管課

- (ア) 業務要求水準の利用者数が目標に達していないが、指定管理料収入により個別の施設によっては大きな黒字となっているものがある。本市の指定管理者制度運用ガイドラインでは使用料制度の指定管理料の考え方において「過剰な見積りや不要な経費、指定管理には直接関係のない当該団体の運営費（人件費等）が盛り込まれることがないように」と規定されている。また、利用料金制度は「収支差額（赤字）を指定管理料で補てんする形でなく、市が施設管理費を積算・精査し、指定管理者と協議した上で指定管理にかかる経費の一部（一定額）を支払う」こととなっている。どちらの制度も、所管課による指定管理料の積算・精査が重要であるため、指定管理料の予算要求時と、事業完了時の精査は十分に行われたい。また、十分な精査ができるよう、事業計画書や報告書における費目の明細方法などを、改めて公社に指示されたい。
- (イ) 管理状況を審査し、必要と認める場合は、余剰金を返還させることから、遅くとも出納閉鎖期間中に処理できるよう、3月迄の最終支払いで余剰金がないか精査し、完了報告書の提出期限は4月末にするよう、見直しされたい。
- (ウ) 委託費の支払い遅延に留意されたい。
- (エ) 第1期の委託料支払時期を早くするよう検討されたい。

(5) 意見

指定管理の業務要求水準における28年度利用者数はいずれの施設も未達成であり、ロッシーニ歌劇場管弦楽団コンサート開催業務委託では、座席数に対し座席占有率がシオーネで33%、生涯学習センターが48%であった。コンサートや講座、展示会などは、営業努力することは当然であるが、これまでの実績等に基づき、適正な目標数値を定め、利用料金、文化催事等事業収入の増加や国庫補助金等の活用により、指定管理料等、市の支出削減に努められたい。

次に、組織の事業費用と指定管理料の関係である。公社は「掛川市文化振興計画」に位置付けられる文化芸術の推進役であることから指定管理者の選定は非公募とし、事業計画書では市の要求水準を達成する方策として様々な文化事業が計画され、ソフト事業にかかる人件費等が指定管理料に含まれて支払われている。指定管理者制度では、前述のような場合、施設の管理費用とソフト事業の費用、会社経営費用の経理・内訳などが曖昧となることが課題として存在し、予算・決算時の費用対効果の検証が難しいことがある。また、積立金等、内部留保が増加する場合などは、所管課において指定管理者の経営努力によるものか、指定管理料が過大であったかの判断が必要となる。後者の場合は、精算または最低限、指定管理期間中に事業目的に沿った適正な支出の確認が求められるものと考えられる。

この判断にあつては、公金を支出する所管課が、施設毎、ソフト事業毎に必要な最低限の費用を積算し、精査していることが前提であり、その用途や費用対効果の説明は所管課が責任を持つものであると認識し、業務を遂行されたい。また、協定書における指定管理料の精算については、3ホールと2美術館で異なる内容となっているため、精算条項の内容についても検討されたい。

また、公社は非公募により指定管理者の指定を受けているため、選定の基準や指定管理料の設定について市民への説明責任を十分果たされたい。指定管理者の募集は公募が原則であり、非公募を繰り返すことは、申請者の要求する指定管理料になりかねない。また、業務要求水準を達成しない場合の次期の指定管理者は、本来は、公募した上で、選定すべきと考える。

次に、出資団体という視点である。公社は、設立目的に沿い、各種事業を展開し、28年度は特定資産の事業積立金の増額、正規職員も採用している。今後も、公益財団法人としての高い公益性を活かし、公益目的事業の充実はもとより、収益事業の拡充による自主財源の確保と法人の目的達成に尽力されたい。また、昨年度までは、公社へ市職員が出向していたが、今年度は所管部長が評議員として参画するのみになっている。公社は市が100%出資している文化振興計画の推進団体であり、市と協働で文化振興を進める必要があることから、理事会への参画も検討・協議されたい。

なお、公社にあつては、市の文化振興をけん引する新たな事業への取り組みと、そのために必要な職員の人材育成を期待する。

2 かけがわ街づくり株式会社

(1) 出資団体監査

市は、かけがわ街づくり株式会社の資本金 146,000,000 円のうち、73,500,000 円 (50.3%) を出資している。

名 称	かけがわ街づくり株式会社
設立年月日	平成14年 8 月 2 日
所 在 地	掛川市連雀 1 番地の14
設 立 目 的	中心市街地の活性化を図るため、市と掛川商工会議所、地元企業、商店街組合や商業者、市民などの出資による第三セクター方式の街づくり推進機関として設立。
資 本 金	146,000,000 円 (掛川市からの出資金：73,500,000円)
組 織 (平成28年度)	代表取締役 1 人、副社長 1 人、取締役専務執行役員 1 人、取締役11人 監査役 2 人 職員 8 人 (正規職員 3 人、非常勤職員 5 人)
事業 (定款に記載された主な事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の所有、管理、運営並びに売買、交換、賃貸借、仲介業務 2 市内の都市開発、観光開発並びに土地、建物の有効利用に関する調査、企画、運営、設計及びコンサルタント業務 3 駐車場管理運営業務 4 共同店舗、集合店舗等にかかわる店舗管理、運営業務 5 商店街及び商工団体等との各種イベント事業に関する企画、運営、支援、提携業務 6 地域の総合的な商業振興を図るための経営、技術、販売、情報提供等に関する業務

ア 事務処理を適正に行うべきもの
特になし。

(2) 公の施設の指定管理者監査

市は、平成28年度にかけがわ街づくり株式会社を指定管理者として、4施設の管理運営について協定を締結している。

施設の概要	名称	駅周辺駐車場 【所管課：産業労働政策課】 (掛川駅北駐車場、掛川駅南第1駐車場、掛川駅南第2駐車場)		
	所在地	掛川市南西郷66番地の13、掛川市南1丁目1番、掛川市亀の甲1丁目11番11号		
	開設年月日	昭和63年3月		
	設置目的	掛川駅周辺における道路交通の円滑化を図るとともに、掛川駅及び駅周辺施設の利便性に資するために設置。		
	設置条例等	掛川市駅周辺駐車場条例、掛川市駅周辺駐車場条例施行規則		
	従業員数	正規職員1人(兼務)、非常勤職員2人(うち1人は兼務)		
	主な施設	時間貸駐車場		
指定	選定方法及び理由	非公募	市が目指すTMO事業による中心市街地活性化を効果的に進めるため、駅周辺の複数の駐車場を管理し、中心市街地活性化策のトータルマネージメントを主目的に設立された法人を指定管理とすることが最適と判断。審査は選定委員会の選定委員にり審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成27年4月1日		
管理	指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日(3年間)		
	指定管理料	平成28年度 19,051,200円 利用料金制の採用：無		
状況	主な管理運営業務	1 駐車整理券の交付、駐車拒否・許可、供用の休止等に関する業務 2 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務 3 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 4 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 5 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務		
	収支の状況(平成28年度)	収入 19,051,200円 支出 19,051,200円 収支差引額 0円		
状況	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
		目標値	135,000台	145,000台
		実績値	142,052台	135,088台

施設概要	名称	駅周辺自転車等駐車場 【所管課：産業労働政策課】 (掛川駅北第1自転車等駐車場、掛川駅北第2自転車等駐車場、掛川駅南自転車等駐車場)		
	所在地	掛川市南西郷66番地の15、掛川市駅前68番地、掛川市南1丁目1番		
	開設年月日	昭和63年3月		
	設置目的	掛川駅周辺における自転車等の利用者の利便性に資するとともに、自転車等の駐輪秩序の確立を図るために設置。		
	設置条例等	掛川市自転車等駐車場条例、掛川市自転車等駐車場条例施行規則		
	従業員数	正規職員1人(兼務)、非常勤職員2人(うち1人は兼務)		
	主な施設	時間貸、月極駐輪場		
指定	選定方法及び理由	非公募	市が目指すTMO事業による中心市街地活性化を効果的に進めるため、駅周辺の複数の駐車を管理し、中心市街地活性化策のトータルマネジメントを主目的に設立された法人を指定管理とすることが最適と判断。審査は選定委員会の選定委員にり審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成27年4月1日		
管理	指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日(3年間)		
	指定管理料	平成28年度 25,401,600円 利用料金制の採用：無		
状況	主な管理運営業務	1 駐輪場利用券の交付、駐車の拒否・許可、供用の休止等に関する業務 2 駐輪場施設及び設備の維持管理に関する業務 3 放置自転車等の処分 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務		
	収支の状況(平成28年度)	収入 25,401,600円 支出 25,401,600円 収支差引額 0円		
施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度		平成28年度
	目標値	530,000台		530,000台
	実績値	529,079台		514,994台

施 設 の 概 要	名 称	掛川大手門駐車場 【所管課：産業労働政策課】		
	所 在 地	掛川市城下8番地の1		
	開 設 年 月 日	平成6年4月3日		
	設 置 目 的	中心市街地における道路交通の円滑化を図るとともに、市民の利便性に資するために設置。		
	設 置 条 例 等	掛川大手門駐車場条例、掛川大手門駐車場条例施行規則		
	従 業 員 数	※管理運営業務を委託		
	主 な 施 設	時間貸駐車場（一部月極区画あり）		
指 定 管 理 の 状 況	選定方法及び理由	非公募	市が目指すTMO事業による中心市街地活性化を効果的に進めるため、駅周辺の複数の駐車場を管理し、中心市街地活性化策のトータルマネジメントを主目的に設立された法人を指定管理とすることが最適と判断。審査は選定委員会の選定委員にり審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成27年4月1日		
	指 定 期 間	平成27年4月1日から平成30年3月31日（3年間）		
	指 定 管 理 料	平成28年度 0円 利用料金制の採用：有		
	主な管理運営業務	1 駐車場の供用及び利用料金の徴収 2 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務 3 駐車場の設置目的を一層効果的にするための企画及び当該企画の実施 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務		
	収 支 の 状 況 （平成28年度）	収 入 32,879,060円（うち利用料金 32,879,060円） 支 出 22,674,267円 収支差引額 10,204,793円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
目標値		90,000台	100,000台	
実績値		96,608台	87,108台	

施設概要	名称	掛川城公園駐車場 【所管課：維持管理課】		
	所在地	掛川市掛川1138番地の33		
	開設年月日	平成27年12月25日		
	設置目的	掛川城公園周辺における道路交通の円滑化を図るとともに、市民及び駐車場利用者の利便性と満足度を最大化させるサービスの提供のために設置。		
	設置条例等	掛川城公園駐車場条例、掛川城公園駐車場条例施行規則		
	従業員数	※管理運営業務を委託		
	主な施設	時間貸駐車場		
指定	選定方法及び理由	非公募	市が目指すTMO事業による中心市街地活性化を効果的に進めるため、駅周辺の複数の駐車場を管理し、中心市街地活性化策のトータルマネージメントを主目的に設立された法人を指定管理とすることが最適と判断。審査は選定委員会の選定委員にり審査基準に沿った審査を行い、決定。	
	基本協定締結日	平成27年12月25日		
管理	指定期間	平成27年12月25日から平成30年3月31日		
	指定管理料	平成28年度 0円 利用料金制の採用：有		
	主な管理運営業務	1 駐車場の供用及び利用料金の徴収 2 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務 3 駐車場の設置目的を一層効果的にするための企画及び当該企画の実施 4 施設の設備、備品等の維持管理及び修繕に関する業務 5 施設の安全確保、警備及び環境衛生に関する業務 6 利用者の安全確保及び事故防止に関する業務		
状況	収支の状況 (平成28年度)	収入 5,856,400円 (うち利用料金 5,856,400円) 支出 3,871,542円 収支差引額 1,984,858円		
	施設利用者数 ※管理運営状況評価書より		平成27年度	平成28年度
		目標値	5,970台	22,230台
	実績値	3,791台	18,570台	

[各指定管理施設の平成28年度収支決算書における費目の比較]

(単位：千円)

施設名 (No) 費目	1 駅周辺 駐車場 (使用料制)	2 駅周辺 駐輪場 (使用料制)	3 大手門 駐車場 (利用料金制)	4 掛川城公園 駐車場 (利用料金制)	合 計
収 入	19,051	25,402	32,879	5,856	83,188
指定管理料	19,051	25,402	0	0	44,453
利用料金	0	0	32,879	5,856	38,735
支 出	19,051	25,402	22,674	3,872	70,999
人 件 費	6,633	5,433			12,066
管 理 費	5,897	14,351			20,247
事 務 費	6,521	5,618			12,139
(うち統括業務費)	(5,793)	(4,567)			(10,360)
需 用 費			2,270	1,380	3,650
役 務 費			154	29	183
委 託 料			15,834	2,462	18,296
使用料及び賃料			816	0	816
補 助 金			3,600	0	3,600
差引残高	0	0	10,205	1,985	12,190

ア 事務処理を適正に行うべきもの

(ア) 団体

- a 事業計画書に年間目標における使用料（利用料金）収入に関する記載がされていなかった。
- b 事業計画書とあわせて提出、承認を受けるものとする職員行動等に関するマニュアルが未作成であり、提出、承認がされていなかった。
- c 事業計画書や定期報告書の一部が提出期限に遅延していた。
- d 定期報告の収支状況において、支出の記載がなかった。
- e 完了報告における苦情報告の記載漏れがあった。
(上記にともない、苦情受付件数の要求水準は達成でなく未達成であった。(以上、駅周辺駐車場、駅周辺駐輪場の2協定共通))
- f 指定管理に関する協定書において、「管理運営業務に関する経理を専用口座で管理し、自身の団体と独立して管理すること」と定めているが、専用口座で管理されていない。これにより、他の事業との会計区分が不明確である。また、領収書、請求書についても指定管理業務分を区分して管理しておらず、証拠書類としての確認が困難である。
(以上、駅周辺駐車場、駅周辺駐輪場、大手門駐車場の3協定共通)
- g 定期報告における苦情報告の記載が欠落していた。
(以上、大手門駐車場、掛川城公園駐車場の2協定共通)
- h 目的別に通帳を作成しているが、年度を超えて通帳間の金銭移動する行為があった。(駅周辺駐車場、駅周辺駐輪場の2協定共通)

- (イ) 所管課
- a 前述の(ア)における書類の未受領であり、確認が不十分であった。
 - b 指定管理者募集要項において、法人の登記簿謄本及び直近1年間の国税、法人税の納税証明書の添付を定めているが、未添付の申請を受付していた。(以上、駅周辺駐車場、駅周辺駐輪場、大手門駐車場の3協定共通)
 - c 予算執行伺に添付されている見積書、事業計画書の収支予算書と、完了報告書に添付されている収支決算書の費目が相違している。(4協定共通)
 - d 見積り時に記載のない「事務費(統括事務費)」が収支決算書に計上されているが、その内容を所管課で確認していない。
(以上、駅周辺駐車場・駅周辺駐輪場の2協定共通)
 - e 定期報告において、受付印、課内決裁印のないもの、報告期限に遅延している月が複数見られた。(大手門駐車場)
 - f 定期報告において、報告期限に遅延している月が複数見られた。
また、事業計画書において、所属長の確認印がなかった。(掛川城公園駐車場)

(3) 指摘事項

ア 団体

- (ア) 施設の管理運営に関する経理において、協定書に定められている専用口座での執行・管理をすること。請求書や領収書等の管理も協定事業ごとの管理をすること。
- (イ) 定期報告書や完了報告書については提出の遅延、協定書に基づく報告事項や苦情等の記載漏れのないように、チェック体制を見直すこと。
- (ウ) 事業計画書や報告書等における項目や費目の明細などは、所管課の指示に基づいた記載内容とすること。

イ 所管課

- (ア) 定期報告書や完了報告書については提出の遅延、協定書に基づく報告事項や苦情等の記載漏れのないよう指導と内容確認の徹底をされたい。
- (イ) 事業計画書や報告書における項目や費目の明細などは、費用の精査ができるように収支予算書と決算書の費目を統一するよう指導されたい。
- (ウ) 本市の指定管理者制度運用ガイドラインでは使用料制度の指定管理料の考え方として「過剰な見積りや不要な経費、指定管理には直接関係のない当該団体の運営費(人件費等)が盛り込まれることがないよう」と規定されている。また、利用料金制度の導入にあたって「収支差額(赤字)を指定管理料で補てんする形でなく、市が施設管理費を積算・精査し、指定管理者と協議した上で指定管理にかかる経費の一部(一定額)を支払う」こととなっている。
指定管理料の積算にあっては、業務要求水準を基準として利用料金を推計し、残る管理費用分を指定管理料とするなど、施設の特長や設置目的に応じ、適正な算定を行われたい。また、29年度収支決算の確認を十分に実施されたい。
なお、駐車場施設管理以外に、市の政策上、かけがわ街づくり株式会社に行わせる必要がある事業等の経費については、委託料や補助金による対応とすべきと考えるが、指定管理料に含めることで効率的に実施できると判断する場合には、施設管理とその他の事業について区分経理を行い、事業ごとの費用対効果の検証を十分に実施されたい。
- (エ) 事業報告書の提出期限については、光熱水費等の変動による委託料の精算の必要性があることから、指定管理制度運用ガイドラインに定める提出期限に関わらず、所管課が出納閉鎖期間内に収支を確認し、精算することが可能な期日とすることを徹底されたい。

(4) 意見

指定管理を行う4施設は、使用料制度、利用料金制度(うち1つは営業利益の25%を市に支出するもの、もう1つは収益が出ても市に支出しないものの2つがある。)に分

かれている。指定管理者からは、料金制度の区分の違いにより、駐車券の共通化など市民サービスの向上が図れないことがあるという意見がある。30年度より新たな協定となるが、指定管理者と所管課による意見交換を十分行い、適正な指定管理料積算のもと、使用料制度、利用料金制度の早期統一、あるいは、更に踏み込んで駐車場施設そのものをかけがわ街づくり株式会社に賃貸等することも含め検討され、市民サービスの向上を図られたい。

次に、組織の事業費用と指定管理料の関係である。当法人は、中心市街地活性化策のトータルマネジメントを主目的として設立されている会社であることなどから、指定管理者の選定は非公募とし、事業計画書では、施設定期パスカードによる周辺商店事業所や宿泊施設との連携、電動アシスト付き自転車でのサービスの提供など、市の業務要求水準を達成する方策が盛り込まれている。このため、指定管理者においては、施設管理費と自主事業等それ以外の費用間の流用が発生するなど、経理が曖昧になる傾向が見受けられ、予算・決算時の所管課における効果等の検証も困難となる。指定管理料は、所管課が施設ごとに必要最低限の費用を積算・精査していることが前提であり、自主事業等において市の支援が必要な場合は、補助金や委託費で別途支出し、各々について効果の検証をすべきである。指定管理料に施設管理以外の事業計画に係る費用を盛り込む場合は、その理由の説明責任が生ずる。必ず施設管理費と分けて収支・内容を明確にされることを徹底されたい。

指定管理者の募集は、公募が原則である。非公募とした場合は比較するものがなく、申請者の要求する指定管理料になりかねない。28年度における施設の業務要求水準は、利用台数の項目でいずれの施設も未達成であり、苦情受付件数の項目も報告漏れ分を算入すると未達成である。このことから、業務要求水準が未達成の場合、次期指定管理者の選定は、本来は、公募した上で選定すべきものとする。所管課においては、公募、非公募を問わず、施設ごとの適正な管理費用の提示が求められることから、施設管理に最低限必要な人工・費用について十分に積算・精査をされたい。また、非公募とする場合は、特に選定の基準や指定管理料の設定について、市民への説明責任を十分果たされたい。

次に、出資団体という視点からは、当法人においては、設立目的に沿い、各種事業を行っているが、第三セクターという利点を効果的に活用し、自主財源を確保し、目的の達成に尽力されたい。また、職員の人材育成も期待する。

所管課においては、情報の共有を図り、市の施策を推進するとともに、出資団体として効果的な事業活動がされるよう、指導、監督に注力されたい。

資料1

公益財団法人 掛川市生涯学習振興公社

[貸借対照表] (平成29年3月31日現在)

(単位：円、%)

科目	平成28年度	平成27年度	増減	前年度 対比
流動資産	57,463,267	76,733,961	△19,270,694	74.9
固定資産	167,982,866	164,155,151	3,827,715	102.3
資産合計	225,446,133	240,889,112	△15,442,979	93.6
流動負債	29,605,126	45,301,920	△15,696,794	65.4
固定負債	39,231,564	42,007,821	△2,776,257	93.4
負債合計	68,836,690	87,309,741	△18,473,051	78.8
指定正味財産	100,000,000	100,000,000	0	100.0
一般正味財産	56,609,443	53,579,371	3,030,072	105.7
正味財産合計	156,609,443	153,579,371	3,030,072	102.0
負債及び正味財産合計	225,446,133	240,889,112	△15,442,979	93.6

[正味財産増減計算書] (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：円、%)

科目	平成28年度	平成27年度	増減	前年度 対比
経常収益	387,893,375	573,885,420	△185,992,045	67.6
経常費用	384,792,303	547,511,337	△162,719,034	70.3
当期経常増減額	3,101,072	26,374,083	△23,273,011	11.8
経常外収益	0	780,011	△780,011	皆減
経常外費用	0	0	0	-
当期経常外増減額	0	780,011	△780,011	皆減
当期一般正味財産増減額	3,030,072	27,154,094	△24,124,022	11.2
一般正味財産期首残高	53,579,371	26,425,277	27,154,094	202.8
一般正味財産期末残高	56,609,443	53,579,371	3,030,072	105.7
基本財産受取利息	245,000	245,000	0	100.0
一般正味財産への振替額	245,000	245,000	0	100.0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	-
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0	100.0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0	100.0
正味財産期末残高	156,609,443	153,579,371	3,030,072	102.0

[過去2年間における主な収支比較]

(単位：円、%)

科 目	平成28年度		平成27年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
経常収益	387,893,375	100.0	573,885,420	100.0	△185,992,045
基本財産運用益	245,000	0.1	245,000	0.0	0
特定資産運用益	9,495	0.0	4,756	0.0	4,739
事業収益	386,801,693	99.7	571,930,089	99.7	△185,128,396
うち施設管理事業	336,900,928	86.9	437,008,783	76.1	△100,107,855
うち文化催事受託事業	45,505,900	11.7	37,665,779	6.6	7,840,121
うち収益事業	4,394,865	1.1	97,255,527	16.9	△92,860,662
雑収益	837,187	0.2	1,705,575	0.3	△868,388
経常外収益	0	—	780,011	—	皆減
経常費用	384,792,303	100.0	547,511,337	100.0	△162,719,034
うち事業費	371,468,054	96.5	533,797,661	97.5	△162,329,607
うち管理費	13,324,249	3.5	13,713,676	2.5	△389,427
経常外費用	0	—	0	—	0
当期一般正味財産増減額	3,030,072	—	27,154,094	—	△24,124,022

資料2

かけがわ街づくり株式会社

〔貸借対照表〕（平成29年3月31日現在）

（単位：円、％）

科 目	平成28年度	平成27年度	増 減	前年度 対比
流動資産	74,530,594	74,731,753	△201,159	99.7
固定資産	446,866,716	448,925,217	△2,058,501	99.5
繰延資産	925,000	1,000,000	△75,000	92.5
資産合計	522,322,310	524,656,970	△2,334,660	99.6
流動負債	19,508,123	19,411,115	97,008	100.5
固定負債	271,428,970	290,534,970	△19,106,000	93.4
負債合計	290,937,093	309,946,085	△19,008,992	93.4
資本金	146,000,000	146,000,000	0	100.0
資本剰余金	0	0	0	-
利益剰余金	85,385,217	68,710,885	16,674,332	124.3
純資産合計	231,385,217	214,710,885	16,674,332	107.8
負債及び純資産合計	522,322,310	524,656,970	△2,334,660	99.6

〔損益計算書〕（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：円、％）

科 目	平成28年度	平成27年度	増 減	前年度 対比
売上高	206,211,932	188,884,576	17,327,356	109.2
うち駐車場収入	191,226,946	174,098,504	17,128,442	109.8
売上総利益	206,203,742	188,859,064	17,344,678	109.2
販売費及び一般管理費	180,631,694	168,206,834	12,424,860	107.4
営業利益	25,572,048	20,652,230	4,919,818	123.8
営業外収益	3,086,027	6,758,755	△3,672,728	45.7
営業外費用	3,424,920	2,060,175	1,364,745	166.2
経常利益	25,233,155	25,350,810	△117,655	99.5
特別利益	0	0	0	-
特別損失	0	2	△2	皆減
税引前当期純利益	25,233,155	25,350,808	△117,653	99.5
法人税、住民税及び事業税	8,558,823	9,287,358	△728,535	92.2
当期純利益	16,674,332	16,063,450	610,882	103.8

[過去2年間における主な販売費及び一般管理費の比較]

(単位：円、%)

科 目	平成28年度		平成27年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
広告宣伝費	2,411,055	1.3	3,312,144	2.0	△901,089
支払手数料	3,333,700	1.8	3,367,370	2.0	△33,670
TMO事業費	9,382,796	5.2	10,987,374	6.5	△1,604,578
事務員給与	16,595,791	9.2	15,150,274	9.0	1,445,517
従業員賞与	4,550,655	2.5	4,108,001	2.4	442,654
減価償却費	14,335,801	7.9	8,011,175	4.8	6,324,626
地代家賃	48,097,700	26.6	43,074,795	25.6	5,022,905
水道光熱費	3,028,660	1.7	2,972,415	1.8	56,245
租税公課	5,583,300	3.1	10,706,700	6.4	△5,123,400
備品消耗品費	5,125,602	2.8	5,501,582	3.3	△375,980
管理諸費	54,613,893	30.2	46,493,990	27.6	8,119,903
合計	180,631,694	100.0	168,206,834	100.0	12,424,860